| | |
|---|---|
| ［項を削る。］ | |

［略］

**別紙様式第１号**（第57条の４第１項第６号及び第57条の25第１項関係）　［略］

| | |
|---|---|
| | 四　当該子法人等又は当該親法人等若しくは当該法人等の子法人等（当該特定信用事業代理業者である法人を除く。）の業務の内容<br>五　変更年月日 |
| 特定信用事業代理業者である法人の役員が行っている事業の変更 | 一　新たに事業を行う場合には、当該事業の種類<br>二　事業を廃止した場合には、廃止した事業の種類<br>三　事業の内容を変更した場合には、当該変更の内容<br>四　変更年月日 |

［同上］

**別紙様式第１号**（第57条の４第６号及び第57条の25第１項関係）　［同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部改正）

**第二条**　漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵農林水産省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （員外利用の範囲）<br>**第三条**　法第十一条第八項、第八十七条第十一項、第九十三条第七項及び第九十七条第七項の主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事業とする。<br>一　法第八十七条第三項各号又は第九十七条第二項各号　当該漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会（以下「連合会」という。）の会員である漁業協同組合及び水産加工業協同組合（第七条第一項第四号、第五十条の四第一項第一号ニ、第五十条の三十一の十八第四号、第五十条の三十一の十九、第五十条の三十一の二十、第五十条の三十一の三十五第二項、第五十条の三十一の三十六ただし書、第五十条の三十一の三十七及び第五十条の三十一の四十五第二号を除き、以下「組合」という。）の組合員と同一の世帯に属する者に対する法第八十七条第三項各号又は第九十七条第二項各号に掲げる事業<br>［二・三　略］ | （員外利用の範囲）<br>**第三条**　［同上］<br>一　法第八十七条第三項各号又は第九十七条第二項各号　当該漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会（以下「連合会」という。）の会員である漁業協同組合及び水産加工業協同組合（第五十条の二第一項第一号ロ、第五十条の三十一の十八第四号、第五十条の三十一の十九、第五十条の三十一の二十、第五十条の三十一の三十五第二項、第五十条の三十一の三十六ただし書、第五十条の三十一の三十七及び第五十条の三十一の四十五第二号を除き、以下「組合」という。）の組合員と同一の世帯に属する者に対する法第八十七条第三項各号又は第九十七条第二項各号に掲げる事業<br>［二・三　同上］ |